

法人の市民税

納税義務者(市民税を納めていただく方)と納めるべき税額

法人の市民税は、均等割と法人税割からなっています。「均等割」は国税である法人税の税額(以下「法人税額」といいます。)にかかわらず負担していただくもので、「法人税割」は法人税額に応じて負担していただくものです。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所や事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人	●	●
区内に寮、宿泊所、クラブ等(以下「寮等」といいます。)を有する法人で、その区内に事務所等を有しないもの	●	—
法人課税信託の受託者(個人の受託者を含みます。)で区内に事務所等を有するもの	—	●

- ・法人課税信託とは、信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託として法人税法で定めるものをいいます。
- ・法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(以下「人格のない社団等」といいます。)または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされ、法人市民税の規定が適用されます。

法人税割の課税標準

法人税割の課税標準は、法人税法その他法人税に関する規定によって計算した法人税額です(ただし、法人税における税額控除のうち一部については、地方税においては控除ができないものがあります。)

法人税割の課税標準の分割

2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税額を関係市町村ごとにそれぞれの市町村内の事務所等の従業者の数で按分した額が課税標準となります。

税率

●均等割の税率

法 人 の 区 分		税率(年額)
資 本 金 等 の 額	区内の事務所等 または寮等の 従業者数の合計数	
①公共法人および公益法人等 ②人格のない社団等 ③一般社団法人および一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

- ・2以上の区に事務所等または寮等がある場合は、区ごとに均等割額を計算し、合計したものが当該法人の均等割額となります。

●法人税割の税率

法人の区分		令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度分	令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		12.1%	8.4%
②資本金の額または出資金の額が 1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる 法人税額が年2,500万円を超えるもの		
③資本金の額または出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる 法人税額が年2,500万円以下のもの	9.7%	6.0%
④人格のない社団等			

・法人課税信託の受託者(個人の受託者を含みます。)については、①の法人と同じとなります。

令和7年6月1日現在適用されている条例に基づく税率です。条例については、改正される場合があります。詳しくは、市ウェブサイト(ページID:75025)をご覧ください。

超過課税について

名古屋市中では、法人市民税の法人税割について超過課税を実施しています。

この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額：令和7年度予算157億円)

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の申告期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

区 分	申 告 期 限	納 付 税 額
確 定 申 告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	均等割額と法人税割額の合計額(ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額)
予 定 申 告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内(注1)	均等割額(年額×「事業年度開始の日以後6か月間(注2)に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額)と法人税割額(「前事業年度の法人税割額×6(注3)÷前事業年度の月数」で計算した額)の合計額
仮決算による 中 間 申 告		均等割額(年額×「事業年度開始の日以後6か月間(注2)に事務所等または寮等の存在した月数」÷12で計算した額)と法人税割額(6か月間(注2)を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として算定した額)の合計額

(注1) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。

(注2) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの期間となります。

(注3) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数が6以外であるときは、その月数を乗じます。

・法人課税信託の受託者が法人である場合は、法人税割については、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして申告を行う必要があります。また、均等割については、信託資産等および固有資産等を別の者とみなすことなく、固有資産等が帰属するとみなされた法人に係る法人税割の申告納付と併せて申告を行うこととなります。

●大法人の電子申告義務化

次の対象となる法人が提出する法人市民税の申告書および申告書に添付すべき書類について、エルタックスによる提出が義務付けられています。

対象となる法人:事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

この対象となる法人が、申告期限までにエルタックスにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。